



「金融グループを巡る制度のあり方に関する ワーキング・グループ」に対する意見

2015 年 11 月 30 日

公益社団法人 経済同友会

目 次

1. はじめに	1
2. 利用者の利便性向上に資するイノベーション促進の観点から法整備を	1
フィンテックによる新たな金融サービスの提供	1
健全な金融サービスの発展を促す法整備を	2
3. 求められるベンチャー・エコシステムの構築	4
4. 金融グループのガバナンスについて	5
5. おわりに	5
委員名簿	6

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」 に対する意見

2015 年 11 月 30 日
公益社団法人 経済同友会

金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」に関し、以下のとおり意見を表明する。

1. はじめに

金融サービスを取り巻く環境が大きな変化に直面する中、現在、金融審議会の「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、ワーキング・グループ)では、銀行グループの業務範囲等、規制のあり方について多面的な検討が行われているところである。

とりわけ近年、「フィンテック」と言われる、金融と IT を融合して新たな金融サービスを創出するベンチャー企業等の取り組みが注目を集めている。こうした動きは海外が先行しているが、国内でも拡大しつつあり、インターネットやスマートフォン等を積極的に利用するユーザーを中心に支持を得ている。

また、わが国においても、銀行・証券・消費者金融ファイナンスといった様々な金融機関がグループを形成し、利用者に幅広いサービスを提供することが一般的になってきている。

こうした動きを受けて、政府においても金融サービスにおける変化の萌芽を捉え、わが国金融の将来を見据えた検討が進められていることを評価したい。

2. 利用者の利便性向上に資するイノベーション促進の観点から法整備を

フィンテックによる新たな金融サービスの提供

現在、フィンテックの分野においては、スマートフォン等を活用した新たな決済サービスや、インターネットを活用して資金の借り手と貸し手のマッチン

グを行うオルタナティブ・レンダー等、新たな金融サービスが多数登場し、利用者を増やしてきている。また、最近の各種報道でも「フィンテック」という言葉の登場頻度が増えてきており、一般的にも認知されつつある。

こうしたなか、若年層を中心に、金融サービスに対する意識が変化しつつあるとの指摘もある。例えば、米国のミレニアル世代（1981年から2000年に生まれた世代）を対象に実施された調査では、「今後5年でお金の支払い方が根本的に変わる」、「銀行よりもGoogle、Amazon、Apple等から提供される新たな金融サービスの方が興味深い」といった結果が多数を占めている¹。

わが国においても、こうした概念が浸透しつつあるなかで、多様な事業体が提供する金融サービスへの期待が高まりつつあり、「金融機関だけが金融サービスの提供者である」という考えは大きく変化する可能性がある。

健全な金融サービスの発展を促す法整備を

上記の流れを受けて、海外金融機関は、ITを活用した利便性の高い金融サービスを積極的に取り入れようと、フィンテック・ベンチャー等への投資を加速させており、わが国の一部の金融機関もフィンテックを積極的に取り込もうとしている。

しかし、現行のわが国の金融制度においては、フィンテックによるイノベーションや、新たな金融サービスを求める利用者のニーズの変化に、金融機関が柔軟に対応できないという問題がある。例えば、現行の銀行法は、銀行が保有できる子会社の範囲について第16条の2、銀行持株会社が保有できる子会社の範囲について同第52条の23等において規定しているが、いずれも限定列举方式がとられており、必要に応じて柔軟にそれら以外の業務に従事できる枠組みが用意されていないため、金融機関がこうした変化に対応する上で足枷となる。

一方、海外に目を向けると、欧米では、金融機関が環境の変化に応じて柔軟に新たな業務に取り組める仕組みとなっており、これが金融分野におけるイノベーションを後押ししている面がある。例えば米国の場合、わが国同様に限定列举方式を採用しているものの、金融持株会社に対し、「本源的金融業務またはそれに付随する業務」や「金融業務を補完する業務」を営む会社を、当局の個別命令や認可等の下で、柔軟に子会社とすることを認めている。また、ユニバーサル・バンク制度を採用する欧州の場合、一般事業会社の議決権を原則として100%まで取得・保有ができる。実際、かかる制度の下、例えば米国金融機関

¹ Viacom Media Network “Scratch” “The Millennial Disruption Index” (2014)

の中には、フィンテック・ベンチャーへの出資・買収や、バーチャルモールの運営を行っている事例も存在する。

利用者の利便性の一層の向上、金融機関の国際競争力強化のためには、現在の金融機関の業務範囲規制を、イノベーションや利用者ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるものへと見直す必要がある。具体的な方法として、わが国でも、当局が、業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無等を個別に検証して認可する制度を導入することが望ましい。なお、必要に応じて限定列挙項目以外の一定の業務を認める条項（バスケット条項）を設けることも考えられる。これには認可が不要になるメリットはあるものの、要件が保守的・硬直的なものとなるおそれもあり、導入する場合には、今後の環境変化に対応できる柔軟性が求められる²。

現在、金融サービスの世界において生じつつある変化については、既存の金融機関と新たなプレーヤーとの対立といった単純な見方をすべきではない。最も大事なことは「利用者の利便性」の視点ではないか。こうした視点を持ちつつ、両者間の協働や健全な競争によってイノベーションが促進され、より多くの利用者が、これまで以上に利便性の高い多様な金融サービスに容易にアクセスできる環境づくりを進めていく必要がある。

金融機関の業務範囲規制の柔軟化が進めば、より多くの金融機関がフィンテック分野におけるプレーヤーとして参入することが期待され、その結果、例えば、異業種間のアライアンスや、M&A 等を通じた事業の複合化が進めば、ワンストップ・サービスの拡大等を通じて、利用者の利便性が向上することとなろう。また、わが国において、一般事業会社が銀行を保有しつつ、業務範囲の制限なくフィンテック分野のビジネスを行えることとの平仄も図られよう。

その一方で、現在、各種の仮想通貨をはじめとして、従来の規制・制度の枠組みでは捉えることのできない種々のサービスが登場している。その利便性や発展性が評価される一方、顧客資産に係るセキュリティや当該サービス提供企業の健全性の確保、並びにサイバーセキュリティの必要性といった利用者保護の観点からのリスクも指摘されている。健全なサービスの発展を図るべく、利

² このほか、銀行法第 16 条の 2 や、第 52 条の 23 で限定列挙されている中に、新たにフィンテックを広くカバーする条文を追加することも考えられる。しかし、この分野では、急速にイノベーションや利用者のニーズの変化が進んでおり、限定列挙方式のみでは対応に限界があると考えられる。

利用者保護等については十分な留意が必要であろう³。

3. 求められるベンチャー・エコシステムの構築

フィンテックは金融サービスに変革をもたらす大きな可能性があり、わが国はこの分野において世界をリードする潜在力を十分に有している。しかし、現状、わが国に、そうしたフィンテックを継続的に多数生み出すような土壌が十分に整っているとは言い難い。例えば、米国のシリコンバレーでは、政府、起業家、投資家、金融機関、アクセラレーターが有機的に絡み合い、協力しあう「エコシステム（様々な関係者による経済的な生態系）」が構築されており、これがフィンテック関連を含む多数のベンチャー企業を生み出す土壌となっている。

わが国が中長期的に実現すべき課題として、ベンチャー投資の更なる活発化や、ベンチャー・エコシステムの構築が求められる。かかる目標を実現するためには、新しい時代への挑戦の覚悟を持って、政府、金融機関を含む民間企業、投資家等のステークホルダーが、早急にそれぞれの取り組みを強化していく必要がある。併せて、わが国において真のベンチャーマインドを育むためには、起業家教育の充実を始め、実験的な取り組みによるトライアル・アンド・エラーが容認される風土の醸成が必要である。

このように、官民を挙げてフィンテック関連をはじめとする国内ベンチャーを育成していくことは、国内における投資の拡大、ひいてはアベノミクスが目指す持続的な経済成長の実現にも資する。

そうしたなかであって、金融機関には、ビッグデータや顧客基盤における強みを活かしながら、他のプレーヤーとともにエコシステムのハブとして機能する努力が期待されることから、積極的な取り組みが求められる。前述の制度の一層の柔軟化により、金融機関が健全な競争を通じて切磋琢磨することは、わが国のベンチャー・エコシステム構築を後押ししよう。

³ 利用者保護等については、金融審議会の「決済業務の高度化に関するスタディ・グループ」が本年4月28日付で公表された「中間整理」の第4章（決済システムの安定性と情報セキュリティ）及び第5章（イノベーションの促進と利用者保護の確保）等において提唱されている。さらに同スタディ・グループを改組して設置された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」で、制度面の手当ての要否も含めた検討が進められている。

4. 金融グループのガバナンスについて

ワーキング・グループでは金融グループのガバナンスのあり方についても議論が行われている。金融は重要な社会インフラの一つであることや、近年、金融グループの総合化が進展していることを踏まえれば、金融グループには強固なガバナンスの構築が求められよう。

このように経営体制を整備することで、前述の金融業界を取り巻く環境変化やベンチャー・エコシステムの構築に対し、金融機関が迅速かつ的確に対応していくことを可能にしよう。その際、具体的なガバナンス体制については、外形的・画一的に規定されるべきではなく、それぞれの実態に応じて最適な形が選択されるべきであろう。

もちろん、形式の導入だけでガバナンスがうまく機能するはずはない。2015年6月よりわが国でもコーポレートガバナンス・コードが適用され、社外取締役を導入する動き等が加速しているが、同時に、社外取締役への情報提供や研修といったサポートの充実や、内部監査のプロ人材の養成等、実効性あるガバナンス改革についても注力すべきである。

5. おわりに

このようなフィンテックを巡る世界の潮流から、わが国が取り残されてはならない。政府のワーキング・グループにおいては、官民を挙げて実現の動きを加速すべく、以上述べた論点について活発に議論されていると理解している。

我々は、ワーキング・グループの報告書に、これらの点が反映されることを強く望むと同時に、金融機関の実際のビジネス展開においても、利用者の利便性向上が図られ、ひいてはわが国経済の活性化に資することを期待したい。

以 上

国際金融市場委員会

(敬称略)

委員長

宮 田 孝 一

(三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長)

副委員長

石 黒 徹

(森・濱田松本法律事務所 パートナー)

岩 田 彰一郎

(アスクル 取締役社長兼CEO)

釜 井 節 生

(電通国際情報サービス 取締役社長)

杉 崎 重 光

(ゴールドマン・サックス証券 副会長)

瀬 口 二 郎

(バンク・オブ・アメリカ・グループ グローバルコーポレートバンキング 投資
銀行部門 アジア太平洋地域 統括責任者)

高 橋 秀 行

(ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)

平 野 英 治

(メットライフ生命保険 取締役 代表執行役 副会長)

委員

朝 倉 陽 保

有 田 浩 之

(ブラックロック・ジャパン 取締役専務)

石 井 雅 実

(かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長)

石 井 道 遠

(東日本銀行 取締役頭取)

伊 藤 秀 俊

(オックジフキャピタルマネジメント 顧問)

伊 藤 正 博

(川北電気工業 専務取締役)

入 江 仁 之

(アイ&カンパニー 取締役社長)

岩 崎 俊 博

(野村證券 代表執行役副社長)

浦 田 晴 之

(オリックス銀行 取締役社長)

大 井 滋

(JX日鉱日石金属 取締役社長)

大 岡 哲

(大岡記念財団 理事長)

大 海 太 郎

(タワーズワトソン 取締役社長)

大久保 和 孝

(新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)

大 森 美 和

(バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店 日本における代表
者 東京支店長)

岡 田 伸 一

(JFEホールディングス 取締役副社長)

尾 崎 哲

(野村證券 代表執行役副社長)

小 野 俊 彦

小 野 傑	(西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
鹿 毛 雄 二	(ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)
勝 田 忠 緒	(中央土地 取締役社長)
門 脇 英 晴	(日本総合研究所 特別顧問・シニアフェロー)
鎌 田 勇	(ジェイビル・サーキット・インク コーポレート名誉顧問)
鎌 田 英 治	(グロービス 執行役員)
蒲 野 宏 之	(蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)
河 合 良 秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 会長)
北 尾 吉 孝	(SBIホールディングス 取締役執行役員社長)
木 下 信 行	(アフラック (アフラファミリー-生命保険) シニアアドバイザー)
清 原 健	(ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー)
車 谷 暢 昭	(三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員)
桑 原 茂 裕	(日本銀行 理事)
河 野 栄 子	(三井住友海上火災保険 アドバイザー)
古 宮 正 章	(日本政策投資銀行 設備投資研究所長)
昆 政 彦	(スリーエム ジャパン 取締役副社長執行役員)
酒 井 重 人	(グッゲンハイム パートナーズ 取締役社長)
境 米 夫	(香港上海銀行 在日支店 副会長)
坂 本 和 彦	(パソナ 顧問)
櫻 井 祐 記	(富国生命保険 取締役常務執行役員)
島 田 雅 史	(アライアンスパートナーズ 取締役社長)
新 芝 宏 之	(岡三証券グループ 取締役社長)
陳 野 浩 司	(国際金融公社 チーフ・インベストメント・オフィサー)
杉 本 文 秀	(長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー)
錢 高 一 善	(錢高組 取締役社長)
高 橋 勉	(有限責任 あずさ監査法人 副理事長)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
高 橋 征 夫	(イマジェティク 代表取締役)
橘 憲 正	(タチバナエステート 取締役会長)
田 中 達 郎	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 取締役会長)
田 中 廣	(タナチョー 取締役社長)

田 幡 直 樹	(日本経済研究所 シニアアドバイザー)
塚 本 隆 史	(みずほフィナンシャルグループ 常任顧問)
津 川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
佃 秀 昭	(エゴンゼンダー 取締役社長)
藤 堂 裕 隆	(セブンシーズホールディングス 取締役社長)
中 野 宏 信	(スティック・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド 日本代表兼シニアマネージングディレクター)
永 久 幸 範	(ブライク・ブラザーズ・ヒューマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
中 村 彰 利	(アスパラントグループ 取締役社長)
永 山 妙 子	(プレリューダース 代表取締役)
並 木 昭 憲	(MS&Consulting 取締役社長)
西 山 茂 樹	(スカパーＪＳＡＴホールディングス 取締役会長)
能 見 公 一	(ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問)
外 立 憲 治	(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
橋 本 圭一郎	(塩屋土地 取締役副社長・ＣＯＯ)
英 公 一	(新日本有限責任監査法人 理事長)
早 川 洋	(朋栄 取締役会長)
原 田 靖 博	(フューチャーアーキテクト 取締役 フューチャー経済・金融研究所長)
平 子 裕 志	(ＡＮＡホールディングス 取締役執行役員)
堀 内 勉	(アイ・エス・エル 理事)
堀 江 章 子	(アクセンチュア 執行役員)
堀 口 智 顕	(サンフロンティア不動産 取締役社長)
益 戸 正 樹	(パークレイズ証券 顧問)
増 淵 稔	(日本証券金融 取締役会長)
松 居 克 彦	(松居アソシエイツ 代表)
松 岡 芳 孝	(ステート・ストリート信託銀行 取締役 特別顧問)
真 殿 修 治	(水戸証券 相談役)
丸 山 明	(野村総合研究所 取締役副会長)
蓑 田 秀 策	(オプトホールディング 取締役)
宮 下 永 二	(フェリック 代表取締役)
武 者 陵 司	(武者リサーチ 代表)

武 藤 英 二	(高島屋 社外監査役)
村 上 雅 彦	(三井住友信託銀行 顧問)
森 口 隆 宏	(ＪＰモルガン証券 取締役会長)
八 杉 茂 樹	(大和不動産鑑定 取締役社長)
山 本 謙 三	(ＮＴＴデータ経営研究所 取締役会長)
ティモシー W. ラティモア	(メリルリンチ日本証券 取締役社長)
ヨッヘン・レゲヴィー	(ＣＮＣ ＪＡＰＡＮ マネジングディレクター)

以上93名

事務局

藤 巻 正 志	(経済同友会 執行役)
坂 内 卓	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)